

富里市多面的機能支払交付金交付要綱

(平成27年4月1日告示第76号)

改正 平成28年3月28日告示第45号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持及び発展を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2157号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定める多面的機能支払交付金の事業に要する経費について、実施要綱別紙5「広域活動組織」及び別紙6「活動組織」に基づき設立された活動組織（以下「活動組織」という。）に対し、予算の範囲内で、富里市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種目、経費及び交付額等)

第2条 交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の種目、経費の内容及びこれらに対する交付額等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(交付の申請)

第3条 対象組織の代表者は、交付金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに富里市多面的機能支払交付金交付申請書（別記第1号様式）又は富里市多面的機能支払交付金交付申請書（資源向上支払交付金）（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請があつた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、規則第8条の規定により活動組織に通知するものとする。

(交付の条件等)

第5条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表の事業の種目欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の変更（別表に定める重要変更）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難な場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業の変更等)

第6条 前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、速やかに富里市多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）又は富里市多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書（資源向上支払交付金）（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、事業が完了した日から起算して30日以内に富里市多面的機能支払交付金実績報告書（別記第5号）又は富里市多面的機能支払交付金実績報告書（資源向上支払交付金）（別記第6号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第8条 規則第19条の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、富里市多面的機能支払交付金概算払請求書（別記第7号様式）又は富里市多面的機能支払交付金概算払請求書（資源向上支払交付金）（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の清算）

第9条 活動組織は、実施要領第1の12の（1）及び第2の13の（1）の規定により、多面的機能支払交付金に残額が生じた場合は、当該残額を市に返還するものとする。

（交付金の返還）

第10条 活動組織は、実施要領第1の16の（2）及び第2の18の（2）の規定により、多面的機能支払交付金の返還する必要がある場合は、当該返還額を市に返還するものとする。ただし、実施要綱別紙1の第10の2及び別紙2の第10の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成27年度の予算に係る交付金から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年3月28日告示第45号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

事業の種目	経費の内容	交付額	重要変更	
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等を除く。）	対象組織が行う農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業（施設の長寿命化のための活動等を除く。）に交付金を交付するのに要する経費		対象組織が行う農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業（施設の長寿命化のための活動等を除く。）に交付金を交付するのに要する経費の増減に係る変更	
	(1) 基本単価	農地維持支払 田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a 草地 250円/10a 資源向上支払（共同活動） 田 2,400円/10a 畑 1,440円/10a 草地 240円/10a		
	(2) 5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地についての交付単価	資源向上支払（共同活動） 田 1,800円/10a 畑 1,080円/10a 草地 180円/10a		
	(3) 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の交付単価	(1)の資源向上支払（共同活動）及び(2)の交付単価に5/6を乗じた額		

<p>2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等）</p>	<p>対象組織が行う資源向上支払交付金に係る事業（施設の長寿命化のための活動等）に交付金を交付するのに要する経費</p>	<p>資源向上支払（施設の長寿命化）</p> <p>田 4,400円／10a</p> <p>畑 2,000円／10a</p> <p>草地 400円／10a</p>	<p>対象組織が行う資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等）に交付金を交付するのに要する経費の増減に係る変更</p>
------------------------------------	--	---	---

申請年月日	
年度	
回	

富里市多面的機能支払交付金交付申請書

富里市長 様

団体名
代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり交付申請します。

記

1 事業計画及び内容

(1) 農地維持支払交付金 事業計画

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	①交付金採択決定額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円

(2) 資源向上支払交付金（長寿命化を除く。） 事業計画

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	②交付金採択決定額
田		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
畑		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
草地		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
計		a	

2 交付申請額

項目	金額
農地維持支払交付金採択決定額 (年間交付額) ①	円
資源向上支払交付金（長寿命化を除く） 採択決定額（年間交付額） ②	円
採択決定額□年間交付額 ③=①+②	円
既交付額 ④	円
今回申請額 ⑤	円
年間交付額との差額 ⑥=③-④-⑤	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

申請年月日	
年度	回

富里市多面的機能支払交付金交付申請書
（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等））

富里市長 様

団体名
 代表者名

印

多面的機能支払交付金（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等））の交付を受けたいので、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり交付申請します。

記

1 事業計画及び内容

(1) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） 事業計画

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	⑦交付金採択決定額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円
採択決定額			円

2 交付申請額

項目	金額
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）採択決定額（年間交付額） ⑦	円
地域資源保全プランの策定 ⑧	円
活動組織の広域化・体制強化 ⑨	円
計 ⑩=⑦+⑧+⑨	円
既交付額 ⑪	円
今回申請額 ⑫	円
年間交付額との差額 ⑬=⑩-⑪-⑫	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

申請年月日	
年度	回

富里市多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書

富里市長 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 事業計画及び内容

(1) 農地維持支払交付金 事業計画

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	①交付金採択決定額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円

(2) 資源向上支払交付金（長寿命化を除く。） 事業計画

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	②交付金採択決定額
田		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
畑		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
草地		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
計		a	円

2 交付申請額

項 目	金 額
農地維持支払交付金採択決定額 (年間交付額) ①	円
資源向上支払交付金（長寿命化を除く） 採択決定額（年間交付額） ②	円
採択決定額□年間交付額 ③=①+②	円
既交付決定額 ④	円
今回変更申請額 ⑤	円
既交付決定額との増減 ⑥=④-⑤	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 変更前と変更後の事業の内容等を比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

申請年月日	
年度	回

富里市多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書
（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等））

富里市長 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 事業計画及び内容

(1) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） 事業計画

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	⑦交付金採択決定額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円
採択決定額			円

2 交付申請額

項目	金額
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）採択決定額（年間交付額） ⑦	円
地域資源保全プランの策定 ⑧	円
活動組織の広域化・体制強化 ⑨	円
計 ⑩=⑦+⑧+⑨	円
既交付額 ⑪	円
今回申請額 ⑫	円
年間交付額との差額 ⑬=⑩-⑪-⑫	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 変更前と変更後の事業の内容等を比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

提出年月日	
年度	第 回

富里市多面的機能支払交付金実績報告書

富里市長 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付の決定を受けた多面的機能支払交付金について、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 事業実績及び内容

(1) 農地維持支払交付金 事業実績

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	①交付金額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円

(2) 資源向上支払交付金（長寿命化を除く） 事業実績

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	②交付金額
田		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
畑		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
草地		a	円
基本単価		a	円
75%単価		a	円
計		a	

2 交付金の清算額

項 目	金 額
農地維持支払交付金額 (年間交付額) ①	円
資源向上支払交付金（長寿命化を除く） 交付金額（年間交付額） ②	円
交付金額総額 (年間交付額) ③=①+②	円
既交付額 ④	円
今回清算額 ⑤=③-④	円

3 事業完了年月日

年 月 日

提出年月日	
年度	第 回

富里市多面的機能支払交付金実績報告書
（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等））

富里市長 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付の決定を受けた多面的機能支払交付金について、富里市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 事業実績及び内容

(1) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） 事業実績

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	⑦交付金額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	円

2 交付金の清算額

項 目	金 額
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）交付金額（年間交付額） ⑦	円
既交付額 ⑧	円
今回清算額 ⑨=⑦-⑧	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 交付金振込口座

金融機関	
金融機関名	支店名
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
預金種別（該当のものにレ印を付けてください。）	口座番号（7桁に満たない場合は、右詰で記入）
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村

(注) 交付金振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義、フリガナが分かる箇所）を添付してください。

提出年月日	
年度	第 回

富里市多面的機能支払交付金概算払請求書

富里市長 様

団体名
代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付金の交付の決定を受けた
交付対象事業について、概算払を受けたいので、富里市多面的機能支払交付金交付
要綱第8条の規定により請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

年 月 日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額	〇月〇日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

3. 事業の完了予定 年 月 日

4. 交付金振込口座

金融機関	
金融機関名	支店名
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
預金種別（該当のものにレ印を付けてください。）	口座番号（7桁に満たない場合は、右詰で記入）
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村

(注) 交付金振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義、フリガナが分かる箇所）を添付してください。

富里市多面的機能支払交付金概算払請求書
 （資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動等））

富里市長 様

団体名
 代表者名

印

年 月 日付け指令第 号をもって交付金の交付の決定を受けた
 交付対象事業について、概算払を受けたいので、富里市多面的機能支払交付金交付
 要綱第8条の規定により請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

年 月 日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額	〇月〇日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

3. 事業の完了予定 年 月 日

4. 交付金振込口座

金融機関							
金融機関名				支店名			
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
預金種別（該当のものにレ印を付けてください。）				口座番号（7桁に満たない場合は、右詰で記入）			
<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 通知				

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村

（注）交付金振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義、フリガナが分かる箇所）を添付してください。